



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (2件) ( " )	1

告 示

高知県告示第1号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年1月7日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
高知県立農業大学の卒業生の進路状況調査
- 調査の目的  
高知県立農業大学(以下「農業大学」という。)の卒業生の各年度における就農、就職及び進学の状態を把握することにより、今後の教育内容の改善及び新規就農者の支援に資するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
吾川郡いの町(農業大学校内)
  - 単位  
人
  - 属性  
農業大学の卒業生
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - 報告を求める事項
    - 就農の状況
    - 就職の状況
    - 進学の状況
  - その基準となる期日  
調査を求める年の2月末日現在
- 報告を求める者
  - 数  
約40人

- 選定方法  
県が作成した農業大学の卒業生のリストによる全数
  - 報告を求めるために用いる方法
    - 調査組織  
県が報告者に直接報告を求める。
    - 調査方法  
農業大学の職員による聞き取り調査
  - 報告を求める期間  
毎年2月下旬
- 高知県告示第2号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
- 令和2年1月7日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
安芸市別役字中須330、331の口、332から334まで
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第3号

令和元年10月高知県告示第428号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年1月7日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡三瀬村勝賀瀬100番屋敷
  - 氏名  
伊藤 祐信
- 登記簿記載の住所

- 吾川郡いの町勝賀瀬1001番地  
イ 氏名  
弘田 叔子
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡いの町1132番地 5  
イ 氏名  
伊藤 孝造
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村上八川乙2382番地  
イ 氏名  
大久保 定
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡上八川村甲5773番地  
イ 氏名  
曾我 藤
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村上八川甲5483番地  
イ 氏名  
伊藤 政明
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡清水村下分1044番地  
イ 氏名  
高橋 雅直
  - 登記簿記載の住所  
高知市中秦泉寺136番地  
イ 氏名  
筒井 敏彦
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村清水上分2206番地  
イ 氏名  
筒井 一由
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和52年10月農林省告示第1088号
  - 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第4号

令和元年10月高知県告示第432号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

<p>令和2年1月7日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村神池303番地 イ 氏名 岡本 兼鹿</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村神池770番地 イ 氏名 門脇 幹治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村大栃1198番地 イ 氏名 山崎 義行</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村頓定1076番地 イ 氏名 小松 敏喜</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 横浜市南区永田みなみ台1番2-404号 イ 氏名 畑山 哲弘</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町岩原1166番地 イ 氏名 下村 彦市</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町庵谷702番地 イ 氏名 原 盛明</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町庵谷1071番地 イ 氏名 三谷 晴喜</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮3309番地 イ 氏名 山本 博司</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙125番地 イ 氏名 津田 範仁</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関乙79番地</p>	<p>イ 氏名 津田 浩二</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切152番地 イ 氏名 伊藤 勝清</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切257番地 イ 氏名 近藤 仁藤太</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切274番地 イ 氏名 筒井 國美</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町1740番地 イ 氏名 刈谷 学</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町小野1051番地 イ 氏名 山田 種夫</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町小野1051番地 イ 氏名 山田 寅</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川1278番地7 イ 氏名 岡林 一弘</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高知市江陽町4番22号 イ 氏名 掛水 タマコ</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上名野川48番地 イ 氏名 掛水 成則</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上名野川1176番地1 イ 氏名 片岡 三郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町大内920番地5 イ 氏名</p>	<p>片岡 益幸</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市中町10番11号 イ 氏名 門脇 チェコ</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村奥名野川269番地 イ 氏名 片岡 徳弘</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分387番地 イ 氏名 阿部 益富</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町宮ヶ平351番地 イ 氏名 岡林 彰</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡4332番地1 イ 氏名 梶原 良輝</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野乙2305番地 イ 氏名 南橋 善高</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樽原村四万川甲892番地 イ 氏名 中越 藤作</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和48年8月農林省告示第1771号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p>
--	---	---